

白石市議会基本条例を制定！

～開かれた議会を目指し、ここからスタートします！～

平成25年12月定例会において議会改革特別委員会を設置し、これまで20回の委員会と6回の条例策定委員会（市民委員3名を委嘱）で条例の内容を検討してきました。

また、3回の議員研修会の開催や、10月には市民の皆さまからの意見募集（パブリックコメント）、市民フォーラム（市民パネリスト2名が参加）を開催するなど、全議員の共通理解や、市民への周知を進めてきました。

そして、昨年12月定例会において『白石市議会基本条例』を議員提案し、全会一致で可決しました。この条例のもと、これまでより「市民が開かれた議会」を目指します。



～白石市議会基本条例 前文～

白石市民から選挙で選ばれた議員で構成する白石市議会は、同じく選挙で選ばれた白石市長とともに、白石市の代表機関を構成します。

それぞれに、議会は多数による合議制の議事機関として、また市長は独任制の執行機関として、異なる特性を生かして、互いに競い合い、協力しながら、市民の意思を的確に市政に反映させ、白石市の最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

近年、急激な人口減少と少子高齢化社会の到来など国と地方自治体を取り巻く情勢は大きく変化するとともに、市民のニーズも多様化しています。

また、地方議会においては、「議会が市民に見えていない」「議会と市民との距離が離れている」などの声も聞かれる中、私たち議会は、今、この声に耳を傾け、市民と真摯に向き合うことが必要だと考えます。

このような状況の下、私たち議会は、昭和29年の市制施行から60年を経た今、あらためて「議会は民意を反映する場であり、地方自治体における最高の意思決定機関である」ことを胸に刻み、地方自治法が定める規定の遵守とともに、その持てる権能を十分に駆使して、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な市民参画の推進、議員間の自由な討議の展開、市長等の行政機関との緊張関係の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、議員活動を支える体制の整備等の取り組みを明らかにし、かつ的確に実践することにより、議会の責務を果たし、より市民が開かれた信頼される議会を築きます。

よって議会は、市民の声を聞き、地方自治の本旨である市民福祉の向上及び市勢の伸展のため、さらなる議会改革の推進を決意し、ここに白石市議会基本条例を制定します。